

## 安全データシート

作成日 2022 年 8 月 11 日

## 1. 製品及び会社情報

製品名	: クリーンベスト(L)
製品コード	: 63010
会社名	: 極東製薬工業株式会社
住所	: 東京都中央区日本橋小舟町 7 番 8 号
担当部門	: 営業学術部
電話番号	: 03-5645-5664
FAX 番号	: 03-5645-5703
緊急連絡電話番号	: 03-5645-5664
推奨用途及び 使用上の制限	: アルカリ性液体洗剤

## 2. 危険有害性の要約

GHS 分類は、「3. 組成及び成分情報」、「9. 物理的及び化学的性質」、「11. 有害性情報」及び「12. 環境影響情報」に基づく。

## GHS 分類

物理化学的危険性	: 区分に該当しない又は分類できない
健康に対する有害性	
・急性毒性(経口)	: 区分に該当しない
・急性毒性(経皮)	: 分類できない
・急性毒性(吸入 気体)	: 区分に該当しない
・急性毒性(吸入 蒸気)	: 分類できない
・急性毒性(吸入 粉塵/ミスト)	: 分類できない
・皮膚腐食性/刺激性	: 区分 2
・眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	: 区分 2A
・呼吸器感作性	: 分類できない
・皮膚感作性	: 分類できない
・生殖細胞変異原性	: 分類できない
・発がん性	: 分類できない
・生殖毒性	: 分類できない
・特定標的臓器毒性(単回ばく露)	: 区分 2(呼吸器)
・特定標的臓器毒性(反復ばく露)	: 区分 2(呼吸器)
・誤えん有害性	: 区分に該当しない
環境に対する有害性	: 分類できない

## GHS ラベル要素

## 絵表示



注意喚起語	: 警告
危険有害性情報	: ・皮膚刺激 ・強い眼刺激

- 注意書き
- ・呼吸器の障害のおそれ
  - ・長期にわたる、または反復ばく露による呼吸器の障害のおそれ
- [安全対策] :
- ・取扱い後は手、顔等をよく洗うこと
  - ・保護手袋/保護衣/保護眼鏡を着用すること
  - ・粉塵/ミスト/蒸気を吸入しないこと
  - ・この製品を使用するときに、飲食または喫煙をしないこと
- [応急措置] :
- ・皮膚についた場合： 多量の水で洗うこと
  - ・皮膚刺激が生じた場合： 医師の診察/手当てを受けること
  - ・汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること
  - ・眼に入った場合： 水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること
  - ・眼の刺激が続く場合： 医師の診察/手当てを受けること
  - ・ばく露又はばく露の懸念がある場合： 医師に連絡すること
  - ・気分が悪いときは、医師の診察/手当てを受けること
- [保管] :
- ・施錠して保管すること
- [廃棄] :
- ・内容物及び容器を認可された廃棄物処理施設に廃棄すること

### 3. 組成及び成分情報

- 化学物質・混合物の区分 : 混合物  
 化学名又は一般名 : データなし

成分	化学特性 (化学式等)	CAS No.	濃度又は濃度範囲 (含有量)	官報公示整理番号 (化審法・安衛法)
水酸化カリウム (1)	KOH	1310-58-3	2.8%	1-369
ジエチレングリコールモノエチルエーテル (2)	C <sub>6</sub> H <sub>14</sub> O <sub>3</sub>	111-90-0	3.5%	2-422, 7-97
3-メトキシ-3-メチル-1-ブタノール (3)	C <sub>6</sub> H <sub>14</sub> O <sub>2</sub>	56539-66-3	7.6%	2-3079

### 4. 応急措置

- 吸入した場合 : 医師の診断、手当てを受けること。  
 皮膚に付着した場合 : 直ちに付着部分を多量の水で洗い流すこと。  
 眼に入った場合 : 直ちに流水で15分以上洗い流し、眼科医の治療を受けること。  
 飲み込んだ場合 : 直ちに水又は牛乳を飲ませ、医師の処置を受けること。  
 無理に吐かせないこと。

### 5. 火災時の措置

- 適切な消火剤 : 不燃性、多量の水  
 使ってはならない消火剤 : 酸との接触により有害な塩素ガスを発生するので、炭酸ガス、酸性の粉末消火剤は避けること。  
 火災時の特有の危険有害性 : 高温では分解が促進され容器内圧が上昇したり、分解ガス(塩素)が漏出することがある。  
 特有の消火方法 : 容器周辺が火災の場合は、消火作業は可能な限り風上から行い、周辺には関係者以外の立ち入りを禁止すること。  
 消火活動を行う者の特別な保護具及び予防措置 : 消火作業の際は、必ず保護具を着用する。

---

**6. 漏出時の措置**

- 人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置 : 作業の際は適切な保護具を着用すること(手袋、保護マスク、保護メガネ、エプロン等)。
- 環境に対する注意事項 : 河川などに排出され環境へ影響を及ぼさないよう注意すること。  
地域の規則に従うこと。
- 封じ込め及び浄化の方法及び機材 : 多量に漏出し場合:  
土のう等で拡散を防止し、凝固剤などで措置をしてから回収すること。  
少量漏出の場合:  
乾燥砂、ウエス等に吸収させて回収すること。

---

**7. 取扱い及び保管上の注意**

## 取扱い

- 技術的対策 : 換気の良い場所で取り扱うこと。  
保護具(手袋、保護マスク、保護メガネ、エプロン等)を着用すること。
- 局所排気・全体換気 : 屋内作業の場合、局所排気装置等により作業者がばく露から避けられる設備を使用すること。
- 注意事項 : 本品は転倒させ落下させ衝撃を与え又は引きずる等の粗暴な扱いをしない。使用後は容器を密栓する。取扱い後は手、顔等をよく洗い、うがいをする。
- 安全取扱注意事項 : 強酸、強アルカリ物質との接触を避けること。

## 保管

- 技術的対策 : 特になし
- 安全な保管条件 : 高温、直射日光を避けること。  
幼児の手の届かない場所に保管すること。
- 混触禁止物質 : データなし
- 安全な容器包装材料 : ポリエチレン

---

**8. ばく露防止及び保護措置**

- 設備対策 : 屋内作業の場合、局所排気装置等により作業者がばく露から避けられる設備とすること。
- 許容濃度 (1): Maximum; 2 mg/m<sup>3</sup>(日本産業衛生学会)  
Ceiling: 2 mg/m<sup>3</sup>(ACGIH)
- 保護具
- 呼吸用保護具 : 有機ガス用防毒マスクを着用する。
- 手の保護具 : 化学薬品が浸透しない材質の手袋を着用する。
- 眼の保護具 : 保護メガネ等を着用する。
- 皮膚及び身体の保護具 : 皮膚を露出しない着衣、化学薬品が浸透しない材質の手袋を着用する。

---

**9. 物理的及び化学的性質**

- 物理状態 : 液体
- 色 : 無色透明
- 臭い : データなし
- 融点・凝固点 : データなし
- 沸点又は初留点及び沸点範囲 : データなし
- 可燃性 : データなし

## 爆発下限界及び爆発上限界/可燃限界

	: データなし
引火点	: データなし
自然発火点	: データなし
分解温度	: データなし
pH	: 13.5(20°C)
動粘性率	: データなし
溶解度	: データなし
n-オクタノール/水分分配係数	: データなし
蒸気圧	: データなし
密度及び/又は相対密度	: データなし
相対ガス密度	: データなし
粒子性状	: 該当しない
その他のデータ	: なし

## 10. 安定性及び反応性

反応性	: データなし
化学的安定性	: 通常の取扱い条件においては安定である。
危険有害反応可能性	: 酸と接触すると反応する。 アルミニウム、すず、亜鉛、クロムなど、またそれらの合金を溶解し、その際に爆発性のある水素ガスを発生する。
避けるべき条件	: 日光、熱、酸との接触
混触危険物質	: 酸、金属
危険有害な分解生成物	: データなし

## 11. 有害性情報

混合物としてのデータはない。各成分の情報を記載する。

急性毒性 : データなし

## 皮膚腐食性/刺激性

- (1): 固体の本物質は腐食性を示すとの記載(SIDS(2004))がある。ヒトの皮膚へのばく露で、Ⅲ度の薬傷を生じた事例や電池の電解液(本物質 25%含有)により小穿孔を伴う組織の腐食がみられた事例(いずれもSIDS(2004))がある。ウサギを用いた複数の皮膚刺激性試験で腐食性を示すとの記載(SIDS(2004)、ECETOC TR66(1995))がある。又、本物質の水溶液のpHは約13で、強アルカリ性を示すとの記載(産衛学会許容濃度の提案理由書(1978)、PATTY(6th, 2012))がある。なお、EU CLP 分類において本物質は Skin Corr. 1A, H314 に分類されている(ECHA CL Inventory (Access on August 2017))。本物質は「労働基準法施行規則別表第一の二第四号 1 の厚生労働大臣が指定する単体たる化学物質及び化合物並びに厚生労働大臣が定める疾病」に、皮膚障害を起こす化学物質として記載されている。

## 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性

- (1): 皮膚腐食性/刺激性が区分1に分類されている。本物質は2.0%以上の濃度で眼に対して腐食性を示すとの記載(SIDS(2004))があり、ウサギを用いた眼刺激性試験で強い腐食性との記載(SIDS(2004))がある。又、本物質の水溶液のpHは約13で、強アルカリ性を示すとの記載(産衛学会許容濃度の提案理由書(1978)、PATTY(6th, 2012))がある。なお、本物質は「労働基準法施行規則別表第一の二第四号 1 の厚生労働大臣が指定する単体たる化学物質及び化合物並びに厚生労働大臣が定める疾病」に、前眼部障害を起こす化学物質として記載されている。

- (2):
- ・ウサギを用いた眼刺激性試験(OECD TG405、GLP 準拠、n= 3)で本物質原液を適用したところ、24 時間後に結膜の浮腫(スコア 1)が 1/3、結膜の発赤(スコア 1)が 3/3 で見られたが、48 時間で回復したとの報告がある(SCCS(2013))。
  - ・ウサギを用いた眼刺激性試験(OECD TG405、GLP 準拠、n= 3)で本物質 30%水溶液を適用したところ、1 時間後に結膜の発赤(スコア 1)が 2/3、浮腫(スコア 1)が 2/2 で見られたが、24 時間後には回復したとの報告がある(SCCS(2013))。
  - ・ウサギ用いた眼刺激性試験(Directive 79/831/EEC B.5(OECD TG405 相当)、GLP 準拠、n= 6)で本物質原液を用いたところ、結膜の紅斑、浮腫及び角膜混濁の平均スコアはそれぞれ 1.37、0.17 及び 0.22 だったとの報告がある(SIDS Dossier(2005))。
  - ・ウサギを用いた眼刺激性試験で本物質原液を適用したところ、軽度の刺激性(障害の程度:10 段階中レベル 2)が見られたとの報告がある(SIDS Dossier(2005))。
  - ・本物質はウサギの眼に軽度の刺激性を示し、軽度の疼痛反応、結膜の発赤、角膜の肥厚が認められたとの報告がある(ECETOC TR95 vol. II(2005))。
- (3): ウサギの眼に試験物質原液 0.1 mL を適用した試験(EPA OPP 81-4; GLP 準拠)において、非洗浄群の 6 匹では軽度の角膜混濁、軽度の虹彩炎、中等度～重度の結膜反応と軽度～重度の排出物が認められたが、うち 4 匹は適用後 7 日目までに正常に戻り、残りの 2 匹は 9～10 日目までに完全に回復し、中等度の刺激性(moderately irritating)との評価結果(SIDS(Access on May. 2012))に基づいた。

呼吸器感作性又は皮膚感作性	: データなし
生殖細胞変異原性	: データなし
発がん性	: データなし
生殖毒性	: データなし

#### 特定標的臓器毒性(単回ばく露)

- (1): 本物質は皮膚、粘膜に対して強アルカリとして作用して、粉じんまたはミストの吸入ばく露により上気道の刺激及び組織障害を起し、鼻中隔の障害や肺水腫を生じる可能性もあると記載されている(ACGIH(7th, 2001)、SIDS(2004)、PATTY(6th, 2012)、産衛学会許容濃度の提案理由書(1978))。

#### 特定標的臓器毒性(反復ばく露)

- (1): ヒトについては、本物質の粉じん、ミストの吸入によって起こる障害は、主に上部気道の炎症であり、慢性的な作用によって鼻中隔に潰瘍を生じることが注意されている。ただし、気中濃度と障害発生に関する調査・研究の報告はない(産衛学会許容濃度の提案理由書(1978))。粉じんあるいはミストのばく露によって、おそらく眼及び気道の刺激、鼻中隔の病変を生じる(ACGIH(7th, 2001))。
- (2): ラットの 28 日間吸入ばく露試験(6 時間/日、5 日/週:蒸気と推定)において、270 mg/m<sup>3</sup>(ガイダンス値換算:0.06 mg/L、区分 1 の範囲)から、喉頭と鼻甲介の軽度刺激、および喉頭の腹側小軟骨の壊死(2/5～3/5 例)が認められた(SIAR(2005)、ECETOC TR 95 vol. II(2005)、DFG(2007)、Patty(6th, 2012)、SCCS(2013))。なお、試験空気の濃度範囲(0.02～0.24 mg/L:3.6～10.9 ppm)は飽和蒸気圧濃度(126 ppm)の 90%未満であり、蒸気の基準を適用した。

誤えん有害性	: データなし
その他の情報	: データなし

## 12. 環境影響情報

生態毒性	: データなし
残留性・分解性	: データなし
生体蓄積性	: データなし
土壌中の移動性	: データなし
オゾン層への有害性	: データなし

---

### 13. 廃棄上の注意

製品、汚染容器及び包装の安全で、かつ環境上望ましい廃棄、又はリサイクルに関する情報

- 残余廃棄物 : 廃棄においては、関係法規ならびに地方自治体の基準に従うこと。  
都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共  
団体がその処理を行っている場合には、そこに委託して処理する。  
廃棄物を委託する場合、処理業者等に危険性、有害性を十分告知の上、  
処理を委託する。
- 汚染容器及び包装 : 容器は清浄にしてリサイクルするか関連法規ならびに地方自治体の基準に  
従って適切な処分を行う。  
空容器を廃棄する場合、内容物を完全に除去すること。
- 

### 14. 輸送上の注意

国際規制

- 国連番号 : UN1814  
品名(国連輸送名) : 水酸化カリウム(水溶液)  
国連番号 : 8  
容器等級 : II、III

国内規制がある場合の規制情報

- 海上規制情報 : 船舶安全法に従う  
航空規制情報 : 航空法に従う  
注意事項 : 輸送前に容器の破損、漏れ等がないことを確認する。転倒、落下、破損がな  
いように積み込み、荷くずれの防止を確実に進行。直射日光を避ける。
- 

### 15. 適用法令

該当法令の名称及びその法令に基づく規制に関する情報

- 労働安全衛生法 : ・名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第 57 条第 1 項、施行令第 18 条  
第 2 号別表第 9)【316 水酸化カリウム】を含有する製剤  
・名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第 57 条の 2、施行令第 18 条の 2  
第 2 号別表第 9)【316 水酸化カリウム】を含有する製剤

その他の適用される法令の名称及びその法令に基づく規制に関する情報

- 船舶安全法 : ・腐食性物質(危規則第 3 条危険物告示別表第 1)【国連番号 1814 水酸化  
カリウム(水溶液)】  
航空法 : ・腐食性物質(施行規則第 194 条危険物告示別表第 1)【国連番号 1814 水酸化  
カリウム(水溶液)】  
海洋汚染防止法 : ・有害液体物質(Y 類物質)(施行令別表第 1)【238 水酸化カリウム溶液】  
・有害液体物質(Z 類物質)(施行令別表第 1)【144 3-メチル-3-メトキシブタノ  
ール】
- 

### 16. その他の情報

特記事項なし。

---

この SDS は基本的な取扱いについて記述したもので、安全保証を意図して作られたものではありません。  
また、危険・有害性の評価は現時点で入手できる資料、情報、データ等で作成しておりますが、すべての資料を網羅した  
わけではありませんので取扱いには十分注意して下さい。